

資料2-2

参 考

令和元年 8 月 1 日（木）

令和元年度（2019年度）第 1 回千葉市下水道事業経営委員会



下水道事業を取り巻く環境(新下水道ビジョン加速戦略)

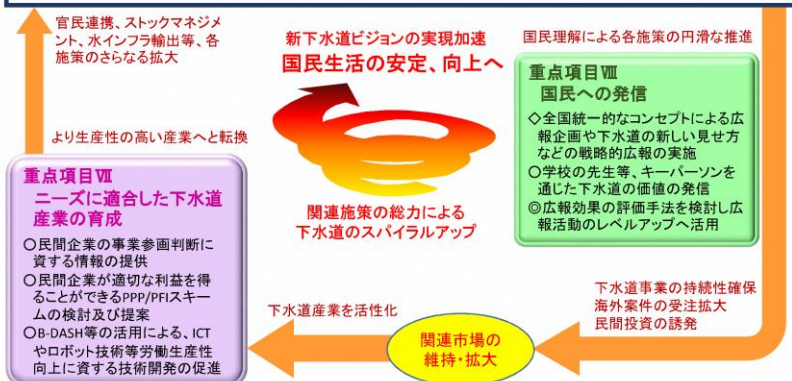
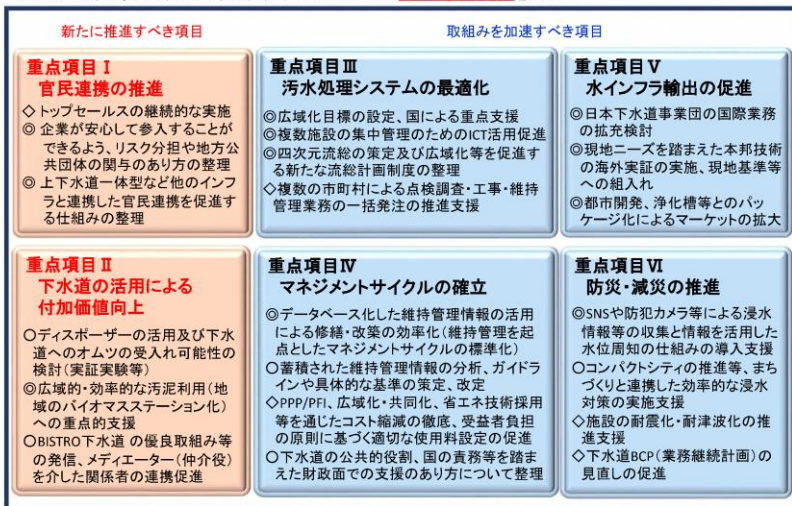
新下水道ビジョン加速戦略(H29.8)の概要

- 背景**
- 新下水道ビジョン策定(H26.7)から約3年が経過、人口減少等に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化は引き続き進行
 - 一方、官民連携や水ビジネスの国際展開など、国内外で新たな動き
- 趣旨**
- 新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が5年程度で実施すべき**8つの重点項目**及び**基本的な施策**をとりまとめ
 - 本加速戦略については概ね3年後を目途に見直しを行い、さらなるスパイラルアップを推進

8つの重点項目と施策例

8つの重点項目の各施策の連携と『実践』、『発信』を通じ、産業を活性化、さらなる施策の拡大、国民生活の安定、向上につなげる**スパイラルアップ**を形成

- ◎ 直ちに着手する新規施策
○ 逐次着手する新規施策
◇ 強化・推進すべき継続施策



新下水道ビジョン加速戦略

国土交通省では、下水道をめぐる社会情勢の変化等を踏まえ、国が早急に実施すべき6つの政策テーマ(重点項目Ⅰ～Ⅵ)と、各施策の円滑な推進の観点から、社会状況の変化等に対応しうる下水道産業の育成、国民理解に向けた情報の発信に関する2つの政策テーマ(重点項目Ⅶ、Ⅷ)を「新下水道ビジョン加速戦略」の基本方針として選定しており、自治体に対しても本加速戦略を基に下水道ビジョンの策定を促している。



下水道事業を取り巻く環境(経営戦略)

総 財 公 第 107 号
 総 財 営 第 73 号
 総 財 準 第 83 号
 平成 26 年 8 月 29 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
 各 都 道 府 県 企 業 管 理 者
 各 都 道 府 県 議 会 事 務 局 長
 各 指 定 都 市 総 務、財 政 局 長
 各 指 定 都 市 企 業 管 理 者
 各 指 定 都 市 議 会 事 務 局 長
 各 企 業 団 企 業 長

殿

総務省自治財政局公営企業課長
 (公 印 省 略)
 総務省自治財政局公営企業経営室長
 (公 印 省 略)
 総務省自治財政局準公営企業室長
 (公 印 省 略)

公営企業の経営に当たっての留意事項について

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していく必要があります。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。

こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての確かな現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行う必要があります。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まれるようお願いします。

これらに的確に取り組むためには、公営企業が自らの損益・資産等を正確に把握することが必要となります。このため、公営企業会計を導入していない公営企業にあっては、地方公会計の整備も考慮しつつ、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用により公営企業会計を導入することが必要です。中でも、資産の規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供する簡易水道事業及び下水道事業については、公営企業会計導入の必要性が特に高く、重点的な取組が求められます。

経営戦略の策定要請

総務省では、住民の生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を担っている公営企業が、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することができるよう、平成26年8月「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、経営戦略の策定を要請している。

平成28年1月<「経営戦略」の策定推進について>においては、令和2年度までの「経済・財政再生計画」を踏まえて、令和2年度までに経営戦略の策定率100%を目標に改めて要請するとともに、平成31年3月には<「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について>においては、「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」が策定されている。



経営戦略の基本的な考え方

「経営戦略策定・改定ガイドライン」より抜粋

1) 経営戦略の位置付け

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。

その中心となるのは「投資・財政計画」で、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールと位置づけられる。☞経営状況の見える化

長期間の推計に当たっては、企業債の償還期間（30年）や耐用年数（管渠50年、機械電気設備10～20年程度）などを考慮する考え方もありますが、長期間の場合、収支見込や目標設定の精度が低下するため、計画期間は最長でも15年度程度が妥当ではないかと考えています。

2) 策定にあたって踏まえる点

- ①特別会計ごとに策定
- ②企業（事業）及び地域の現状と課題、これらの将来見通しを踏まえたもの
- ③計画期間に限らず可能な限り長期間（原則として30年から50年超）推計を行い、その推計結果及びそれに基づく長期目標を設定
- ④「投資・財政計画」の期間は10年以上を基本
- ⑤支出と収入が均衡した形で「投資・財政計画」を策定し、法令等に基づき策定された各事業の事業計画やアセットマネジメント・ストックマネジメント等と整合
- ⑥必要な住民サービスを提供することが可能
- ⑦収支均衡させるために必要な効率化・経営健全化のための取組方針が示していること。
- ⑧策定期限は令和2年度末
- ⑨改定に当たっては、「経営戦略」に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年毎）の成果の検証・評価した上で行い、より質の高い「経営戦略」にすること。